

札幌市有料老人ホーム指導検査実施要綱

第1 趣 旨

この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームに対して、札幌市が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

指導検査は、「老人福祉法」、「札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指導指針」という。）及びその他関係法令に対する実施状況について、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者保護を図ることを目的とする。

第3 指導検査の対象

この要綱に基づく指導検査の対象は、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームを設置運営する事業者（以下「事業者」という。）を対象とする。

第4 指導検査形態

1 集団指導

事業者に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

2 書面審査

札幌市有料老人ホーム設置運営手続要領第8条に基づき提出された書面により、毎年適宜実施する。

3 実地検査

(1) 新規届出事業者は開設後1年以内に実施する。検査の結果、法令・規則等の違反で、運営に著しく適性を欠く場合は、改善報告後、確認検査を実施する。

(2) 新規届出以外の事業者は、6年に1回実施する。検査の結果、法令・規則等の違反で運営に著しく適性を欠く場合については、改善報告後、確認検査を実施する。

(3) 前号の規定に関わらず、通報などにより検査が必要と認められる場合は、随時実施する。

第5 集団指導実施方法

1 指導通知

指導対象の有料老人ホームを決定したときは、当該有料老人ホームの事業者に対して日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。

2 指導方法

有料老人ホームにおけるサービスの取扱いや、過去の指導事例等について、講習等の方法により実施する。

なお、集団指導に欠席した事業者には、必要な情報提供に努めるため、当日使用した書類を配布するとともに、必要に応じ実地検査を実施する。

第6 実地検査体制

実地検査は、2名以上の職員（うち1名は原則係長職以上）により実施することを原則とする。

第7 実地検査実施計画

実地検査の実施に当たっては、老人福祉行政の動向を踏まえ効率的かつ効果的に行える

よう、実施時期、検査体制等を別に作成するものとする。ただし、問題の発生等により必要があると認められる場合は、計画に関わらず適宜実地検査を実施する。

第8 実地検査実施方法

1 検査通知

実地検査の対象となる事業者を選定し、あらかじめ実地検査の根拠規定、実施日時、場所、検査担当者その他必要な事項について当該事業者へ通知し、施設長ほか関係職員の出席を求めるものとする。また、有料老人ホーム実地検査指導調書（別紙）（以下「指導調書」という。）を検査当日に用意させるものとする。

ただし、有料老人ホームにおいて高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは、当該有料老人ホームの日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、検査開始時に文書により通知するものとする。

2 検査方法

実地検査は、指導調書に基づく各項目について、施設長ほか関係職員から状況を聴取するとともに、関係書類及び施設内を確認し実施するものとする。

また、サービスの質の確保、虐待又は身体拘束の防止の観点から、必要があると認めるときは、入居者から生活状況等を聴取することとする。

3 検査結果の通知

実地検査の結果、改善を要すると認められた場合には、検査実施後、原則30日以内に検査結果通知書（様式1）により指導内容を通知するものとする。

4 改善報告書の提出

当該事業者に対して、検査結果通知書（様式1）により改善すべき事項を指摘した場合には、結果通知後、原則30日以内に改善状況報告書（様式2）により報告を求めるものとする。

第9 改善命令

入居者の処遇に関し不当な行為をし、若しくはその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるとき、又は第7に規定する検査結果通知により改善を要すると認められた事項について、度重なる指導にも関わらず改善されないときは、その事情を十分検証したうえで、必要な場合は、老人福祉法第29条第15項の規定に基づき改善に必要な措置をとるべきことを命じるなど厳正に対処するものとする。

第10 事業の制限又は停止命令

再三の指導に従わず、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、老人福祉法第29条第16項の規定に基づき、その事業の制限又は停止を命ずるものとする。

第11 公示

第9、第10の規定による命令をした場合は、その旨を老人福祉法第29条第17項の規定に基づき公示する。

第12 他の検査等との連携

必要に応じて、他の検査等（介護保険法に基づく指導監査等）と合同で実地検査を実施することができるものとする。

附則

（適用期日）

- 1 この要綱は、平成24年11月1日から適用する。

附則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から適用する。

附則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から適用する。

附則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から適用する。